

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所的项目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和7年7月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和7年10月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和7年10月 規則改正に係る改正内容（令和7年10月1日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
3-1-1(1)① 表中	新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第70条の2</u>	新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第70条の2の2</u>
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	<u>人工知能戦略本部 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第19条</u>
3-1-1(1)① 表 注)	注) 以上は <u>令和6年11月27日</u> 時点において存続するもの	注) 以上は <u>令和7年10月1日</u> 時点において存続するもの
4-2-2(1)	「本人から直接書面（ <u>電子的記録</u> を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、法が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の行政機関等における事務や事業の運営の基礎資料	「本人から直接書面（ <u>電磁的記録</u> を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、法が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が <u>行政機関等の求めに沿う形で書面に記載等</u> することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の <u>当該行政機関等</u> にお

	として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。	ける事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。
4-3-1-1(2)	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ ※<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>一部改正） https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ ※<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>一部改正）
4-3-1-1(3)	○「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の一部改正（令和 3 年 6 月 11 日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210611.pdf	○「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の一部改正（令和 3 年 6 月 11 日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省）
4-4-1 規則第 44 条	3 法第 68 条第 1 項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、<u>別記様式第 6</u>による<u>報告</u>	3 法第 68 条第 1 項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、<u>別記様式第 6</u>による<u>報告書</u>

	書を提出する方法) により行うものとする。	を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法) により行うものとする。
4-4-1 (4)	【 <u>個人データ</u> の毀損に該当する事例】	【 <u>保有個人情報</u> の毀損に該当する事例】
4-4-1 (9)	行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え (※1)、当該事態を知った日から30 日以内（規則第 43 条第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、 <u>同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号</u> の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に、当該事態に関する上記 (7) ①から⑨までの事項を報告しなければならない。	行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え (※1)、当該事態を知った日から30 日以内（規則第 43 条第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、 <u>同条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号</u> の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に、当該事態に関する上記 (7) ①から⑨までの事項を報告しなければならない。
4-4-1 (10)	漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム）から行うが、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、 <u>規則が定める様式にのっとり (※1) 報告書を提出する方法</u> により行う。	漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム）から行うが、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては <u>規則が定める様式にのっとり報告書を提出する方法 (※1)、個人情報保護委員会</u> が別に定める場合にあってはその方法により行う。
4-8-8 (1)	保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利	保護管理者は、 <u>利用目的のため</u> に又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供

	用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。	先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
4-8-8(2)	保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。	保護管理者は、 <u>利用目的のため</u> <u>に又は</u> 法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
4-8-8(3)	保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記（1）及び（2）に規定する措置を講ずる。	保護管理者は、 <u>利用目的のため</u> <u>に又は</u> 法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記（1）及び（2）に規定する措置を講ずる。
6-1-3-1-4(※5)	「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 1 編第 2 章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、 <u>観護措置の執行</u> 、 <u>補導処分の執行</u> 、 <u>監置の執行</u> 、過料、訴訟費	「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 1 編第 2 章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、 <u>拘置の執行</u> 、保護処分の執行、観護措置の執行、 <u>監置の執行</u> 、過料、訴訟費用、費

	用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。	用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。
7-9	○個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office.pdf	○個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて
9-2	なお、審査会の答申等については、<u>ホームページ</u>を通じて閲覧することが可能である。 ○<u>総務省ホームページ（情報公開・個人情報保護審査会）</u> https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/jyohou/toushin.html	なお、審査会の答申等については、<u>総務省ホームページ（情報公開・個人情報保護審査会）</u>を通じて閲覧することが可能である。